

業務再点検結果報告

部署名	林野庁 林政部 木材利用課
部署の業務内容	木材・木質バイオマスの利用推進、木材需給の把握と見通し、木材貿易に関する調査や国際協定、国際交渉への対応

項目		対応	点検結果の概要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	来庁者や電話相手への丁寧な対応や、廊下等で困っている方への積極的な声かけを行っている。短期間であるが当課への来庁者に行ったアンケートでは、5名中4名が「対応が心地よかった」と回答、「不快を感じた」は0名。 この他、「木づかい運動」の一環として、木材利用の意義等について生産者・事業者だけでなく消費者に対してわかりやすく説明・PRするための工夫に努めているほか、違法伐採対策についても、違法に伐採された木材の利用が環境保全に与える悪影響や、合法性が証明された木材製品について説明・PRに努めている。
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	平成20年9月及び10月に行った「消費者の部屋」における木材利用の意義等に関する展示に際し、来場者へのアンケートを行ったところ、一般来場者の回答（職業が公務員の者を除いた302名）の93%が、今回の展示によって国産材の利用が地球温暖化防止に貢献できることを理解できたと回答し、また、全来場者の回答（663名）のうち80%が、自身の生活やオフィスに「木づかい」を積極的に取り入れようと思うと回答するなど、分かりやすく丁寧な説明に一定の評価をいただいたところ。
基本的な視点	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	林野庁ホームページ等の意見聴取窓口寄せられた意見・質問等に対しては、回答不要と判断される場合を除きすべて回答を行っているほか、出張時に地域の関係者から苦情等を耳にした場合は幹部とも情報を共有しつつ迅速・適切な対応を行うこととしている。
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	また、省改革の一環として整備された「外部からの情報提供の管理マニュアル」に基づく対応を課員に周知徹底したほか、課としても対応者によって異なる対応とならないための想定応答要領の整備を計画しているところ。
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	さらに、各担当者が国民・消費者等から受けた意見、苦情等を課全体で共有するための仕組みを構築するべく準備中。

政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	政策評価の枠組みやインターネット、プレスリリース、パブコメを通じた説明・意見反映のほか、当課が所管する「木材需給対策中央会議」に消費者サイドの委員も招き、施策等の説明と意見聴取、施策への反映に努めている。また、上記中央会議は原則公開としている。 さらに、上記中央会議については、木材需給に関する専門的な議論に留まらず、木材利用にかかる幅広い施策に関して説明を行い、意見交換を行う場として見直すとともに、意見交換、質疑応答の概要を公開することとした。 なお、上記の取組について、国民各層から明示的に適切又は不適切との評価・指摘は受けていない。
	政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	
	政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	分野としては木材の加工・流通、団体では(財)日本木材総合情報センターの指導監督を担当し、同センターにかかる補助予算も所掌している。 合法木材など人にも環境にも優しい資材としての木材の利用推進は、関係業界にとっても消費者にとっても利益につながるものと考えられるが、市場価格に環境コストを内部化(上乘せ)することで価格が上昇する場合、消費者利益に反する側面もある。消費者によって求める環境保全の度合いが異なることもあり、業界側のコスト低減努力も求めつつ、国民・消費者の納得を得ながら環境コストの内部化を進めていくことが課題である。
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	× (ない)	再確認したが、木材利用施策と「食」との接点が無いことから、当課の業務で食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務はないと考えている。	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	国産材の利用が地球環境保全に貢献することを始め、施策の目的や効果などの説明が「難しい、分かり難い」といったご意見を受けることがある。	/	施策に関する説明等に際して提供する情報資料は、平易な表現や適度の情報量に抑えるほか、図表、写真、グラフなども適宜使って分かりやすく記憶に残りやすいものとなるよう工夫に努めている。
	また、市町村が主体となる「木造公共施設整備」について、市町村の首長などに十分情報が行き届いていないとの声も度々聴かれる。	/	施策に関する情報提供の主な窓口である都道府県とメールによるネットワークを構築し、これを活用して、市町村や他分野（教育、農業その他）関係者へのよりきめ細かい情報提供を促す。林野庁としても、他分野の関係者にも分かり易い情報資料等の提供に努める。
		/	